

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を「任期付短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ。)」に、「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条第1項中「第17条第5項」を「第17条第4項」に改め、同条第2項中「第17条第5項」を「第17条第4項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第17条第4項」を「第17条第3項」に改め、同号を同項第3号とする。

第16条第1項各号中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項を削る。

第17条第1項第2号中「再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、

第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。)又は「及び「(条例第2条第4項に規定する職員をいう。)」を削り、同条第4項第2号中「再任用職員及び」を削る。

第17条の2第1項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第18条中「第16条第1項各号」を「第16条各号」に改める。

別表第1備考中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則(平成19年広域連合規則第14号)の一部を次のように改正する。

第13条中「(再任用職員を除く。)」を削る。

第27条の2第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第27条の4中「そのたの」を「その他の」に改める。

第32条第3項中第1号を削り、第1号の2を第1号とし、同項第6号中「第1号の2から前号まで」を「前各号」に改め、「又は再任用に伴い」及び「又は再任用」を削る。

第44条第2項第2号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)」を「任期付短時間勤務職員(勤務時間条例第2条第3項に規定する職員をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第49条第7項中「当該職員が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」を「100分の142.5」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。